※　「法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をいう
※　「規則」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」をいう

【法第8条の3第2項（公表）、第8の4（閲覧用記録簿）】

令和８年度　一般廃棄物処理施設維持管理記録≪楽善最終処分場≫

対象期間：令和8年4月1日～令和8年4月30日

１、埋め立てた種類及び数量　〔規則第4条の5の2第4号イ、規則第4条の7第4号イ〕　単位：　t

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
資源残渣不燃物	37.60												37.60
破砕残渣不燃物	35.44												35.44
焼却灰	230.77												230.77
飛灰固化物	67.19												67.19
法面保護土	0.00												0.00
その他	0.00												0.00
合計	371.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	371.00

２、周縁地下水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：つつじ台第１水源（上流）

採取年月日			8.4.10											
測定結果の得られた年月日			8.4.22											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	―(mS/m)	22.1											
塩化物イオン	〃	―(mg/ℓ)	9.7											
過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量	年1回	―(mg/ℓ)												
カドミウム	〃	0.003mg/ℓ												
全シアン	〃	検出されないこと												
鉛	〃	0.01mg/ℓ												
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ												
砒素	〃	0.01mg/ℓ												
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ												
アルキル水銀	〃	検出されないこと												
PCB	〃	検出されないこと												
トリクロロエチレン	〃	0.01mg/ℓ												
テトラクロロエチレン	〃	0.01mg/ℓ												
四塩化炭素	〃	0.002mg/ℓ												
ジクロロメタン	〃	0.02mg/ℓ												
1,2－ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ												
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ												
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	〃	0.04mg/ℓ												
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1mg/ℓ												
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ												
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002mg/ℓ												
チウラム	〃	0.006mg/ℓ												
シマジン	〃	0.003mg/ℓ												
チオベンカルブ	〃	0.02mg/ℓ												
１．４ジオキサン	〃	0.05mg/ℓ												
クロロエチレン	〃	0.002mg/ℓ												
ベンゼン	〃	0.01mg/ℓ												
セレン	〃	0.01mg/ℓ												
措置の必要性			無											

採取年月日			
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

採取場所　：　室水源（下流）

採取年月日			8.4.10											
測定結果の得られた年月日			8.4.22											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
電気伝導率	月1回	―(mS/m)	22.5											
塩化物イオン	〃	―(mg/ℓ)	24											
過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量	年1回	―(mg/ℓ)												
カドミウム	〃	0.003mg/ℓ												
全シアン	〃	検出されないこと												
鉛	〃	0.01mg/ℓ												
六価クロム	〃	0.05mg/ℓ												
砒素	〃	0.01mg/ℓ												
総水銀	〃	0.0005mg/ℓ												
アルキル水銀	〃	検出されないこと												
PCB	〃	検出されないこと												
トリクロロエチレン	〃	0.01mg/ℓ												
テトラクロロエチレン	〃	0.01mg/ℓ												
四塩化炭素	〃	0.002mg/ℓ												
ジクロロメタン	〃	0.02mg/ℓ												
1,2－ジクロロエタン	〃	0.004mg/ℓ												
1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ												
1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	〃	0.04mg/ℓ												
1,1,1-トリクロロエタン	〃	1mg/ℓ												
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006mg/ℓ												
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002mg/ℓ												
チウラム	〃	0.006mg/ℓ												
シマジン	〃	0.003mg/ℓ												
チオベンカルブ	〃	0.02mg/ℓ												
1.4ジオキサン	〃	0.05mg/ℓ												
クロロエチレン	〃	0.002mg/ℓ												
ベンゼン	〃	0.01mg/ℓ												
セレン	〃	0.01mg/ℓ												
措置の必要性			無											

採取年月日			
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	1pg-TEQ/L	
措置の必要性			

３、放流水の水質〔規則第4条の5の2第4号二及びホ、規則第4条の7第4号二及びホ〕

採取場所：楽善埋立処分場浸出液処理施設 放流槽

採取年月日			8.4.10											
測定結果の得られた年月日			8.4.22											
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果											
水素ｲｵﾝ濃度	月1回	5.8～8.6	7.1											
生物化学的酸素要求量	〃	60mg/ℓ	0.8											
化学的酸素要求量	〃	90mg/ℓ	1.0											
浮遊物質量	〃	60mg/ℓ	1											
大腸菌数(日間平均)	〃	800CFU/mℓ	0											
燐含有量(日間平均)	〃	8mg/ℓ	0.045											
窒素含有量(日間平均)	〃	60mg/ℓ	7.4											
ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	年1回	0.03mg/ℓ												
シアン化合物	〃	1mg/ℓ												
有機燐化合物	〃	1mg/ℓ												
鉛及びその化合物	〃	0.1mg/ℓ												
六価クロム化合物	〃	0.5mg/ℓ												
砒素及びその化合物	〃	0.1mg/ℓ												
水銀及びｱﾙｷﾙ水銀 その他の水銀化合物	〃	0.005mg/ℓ												
アルキル水銀化合物	〃	検出されないこと												
PCB	〃	0.003mg/ℓ												
トリクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ												
テトラクロロエチレン	〃	0.1mg/ℓ												
ジクロロメタン	〃	0.2mg/ℓ												
四塩化炭素	〃	0.02mg/ℓ												
1,2-ジクロロエタン	〃	0.04mg/ℓ												
1,1-ジクロロエチレン	〃	1mg/ℓ												
シス-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	〃	0.4mg/ℓ												
1,1,1-トリクロロエタン	〃	3mg/ℓ												
1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.06mg/ℓ												
1,3-ジクロロプロペン	〃	0.02mg/ℓ												
チウラム	〃	0.06mg/ℓ												
シマジン	〃	0.03mg/ℓ												
チオベンカルブ	〃	0.2mg/ℓ												
ベンゼン	〃	0.1mg/ℓ												
セレン及びその化合物	〃	0.1mg/ℓ												
ふっ素及びその化合物	〃	15mg/ℓ												
ほう素及びその化合物	〃	50mg/ℓ												
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	〃	200mg/ℓ												
鉱油類含有量	〃	5mg/ℓ												
動植物油脂類含有量	〃	30mg/ℓ												
フェノール類含有量	〃	5mg/ℓ												
銅含有量	〃	3mg/ℓ												
亜鉛含有量	〃	2mg/ℓ												
溶解性鉄含有量	〃	10mg/ℓ												
1.4ジオキサン	〃	10mg/ℓ												
溶解性ﾏﾝｶﾞﾝ含有量	〃	10mg/ℓ												
クロム含有量	〃	2mg/ℓ												
措置の必要性			無											

採取年月日			
測定結果の得られた年月日			
測定項目	測定頻度	基準値	測定結果
ダイオキシン類濃度	年1回	10pg-TEQ/L	
措置の必要性			

４、施設の点検〔規則第4条の5の2第4号ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規則第4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

点検年月日	8.4.24													
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無	無	無	無	無	無	無	無							
措置の必要性	無	無	無	無	無	無	無							

点検年月日														
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無														
措置の必要性														

点検年月日														
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無														
措置の必要性														

点検年月日														
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無														
措置の必要性														

点検年月日														
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無														
措置の必要性														

点検年月日														
点検項目	遮水工	擁壁	浸出液処理施設					遮水工	擁壁	浸出液処理施設				
			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備			前処理設備	生物処理設備	凝集沈殿設備	高度処理設備	汚泥処理設備
異常の有無														
措置の必要性														

５、残余の埋立容量〔規則第4条の5の2第4号リ、規則第4条の7第4号リ〕

測定年月日	測定頻度	測定結果（覆土を含む）
	年1回	

＊基準値において「検出されないこと」とは、排水基準を定める総理府令第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

＊N.D.とは、定量限界未満を示す。（定量限界とは、測定対象物質の値が正確な数値として測定できる限界のレベルを示す。）